

徳川

行町 16
集課 28
TEL {
編務 1965.9.20号

十月一日

国勢調査

来る十月一日には、全国いっせいに国勢調査が行なわれる。国勢調査は国のもとも基本統計調査で、五年ごとに行なわれていきます。

今年の国勢調査は大正九年の第一回調査から数えてちょうど十回目に当る。

国勢調査の結果は、国や都道府県、市町村などが、教育、求人求職、環境衛生、地域開発、交通など、いろいろな問題の対策をたてる場合に欠かす事の出来ない資料となります。

たとえば、新しく学校をたてたり職業訓練や職業紹介の仕事計画する場合にも、住民についての正確な統計が必要になります。

とくに最近、就職や出かせぎなどで農林から都市へ移動する人がふえていますので、市町村の人口の大きさや、男女、年齢職業などの構成がかなり変わってきていると考えられます。国勢調査はこれらの実態を明らかにします。

今回の国勢調査では、調査の結果を早く知るために、『光学式読取り装置』という最新型の

機械と電子計算機を使って集計を行なうことになっていきます。これによって、前回は四十ヶ月かかった集計が二十ヶ月でできることとなります。

各家庭には、九月二十四日から、国勢調査の調査員がおうかがいして、調査票への記入をお願いすることになっていきます。

国勢調査は九八〇〇万人にの



ぼると予想される日本の全人口を全国いっせいにめれなく調査する大規模な調査です。

この調査を完全に実施するためには、町内の皆様のご理解とご協力がぜひ必要です。

来たる十月一日を期して行なわれる国勢調査では、もれなく調査票にご記入下さるようお願いいたします。

国民年金は私たちの恩給

—あなたは年金に入っていますか—

昭和三十六年四月に国民年金制度が実施され、国民は必ずどれかの年金にはいることになりました。つまり、会社や官庁などに勤める人は厚生年金や公務員共済組合などの制度にはいり、その他の二十才から五十九才までの国民は、すべて国民年金にはいらないといけない仕組みになっています。

現在国民年金にはいっている人は、金国で約二千万人、愛媛県下で三三万五千人にのぼっています。

当町では千九百人がはいっています。まだはいっていない人が十五人程あります。国民年金にはいる手続はかんたんですが、このようなかんたんな届出がなかなか実行できないのは、はいらなければならぬ人が、まだ、よく年金制度を知っていないためと考えられます。また年金が将来の生活を保障するものであるために、いまはそれほど年金の必要性を感じていない人がいるともいえます。このような人に対しては、文書や個別訪問などで加入をすすめています。

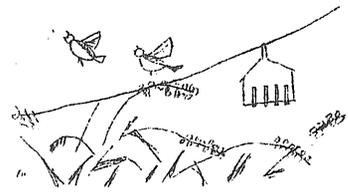
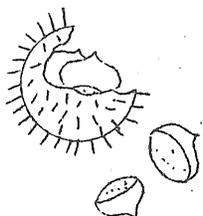
国民年金には、老後を保障する老令年金や、けがや病気で障害者となったときの障害年金や、夫や親が死亡したときの母子年金、准母子年金、遺児年金などの給付があります。

近ごろのように交通事故が多くなっていることなど考えると、その事故にあうかわかりませんが、万一そんな事故にあったときは、障害年金や母子年金等が、支給されますから、必ずしもおい将来のことばかりではありません。

また、老令年金を考えてみると、日本では平均寿命の伸びにともなって老令人口がふえていきます。現在は、若い人十人に対し老人一人の割合ですが、将来は三人一人の割合になるといわれています。そのときに、老人は若い人に頼ってはいられなくなり、老人の座は今以上にきびしくなると予想されます。そこで今からその準備をしておくというためにも、年金は必要なのです。

事故がおきたあと、老人になってから、年金の必要を思い出してもおそすぎます。なぜなら、国民年金は加入した人が保険料を納めることをたてまえてする保険制度ですから、各種の年金を受けるためには、一定の保険料を納めた期間があることが必要なのです。

したがって、今からでもすぐ国民年金にはいる手続をし、保険料を納めて、事故や老後の心配をなくしましょう。



8月の出来事

- 2 赤岩橋落成式挙行
- 5 生活相談開設
- 7 臨時議会招集
- 14 消防団役員会開催
- 15 国民体育大会愛媛県予選(ボート)
- 17 農業委員会開催
- 18 遺族役員会開催
- 19 山羊、綿羊、腰マヒ予防注射実施
- 20 町常会開催
- 28 農政講習会
- 30 消防夏季訓練実施
- 31 給食センター役員会開催

農地被買収者に給付金が

今度さきの農地改革で農地を買収された方に給付金が支給されることになりました。どんな人がもらえるか。

昭和二十一年一月二日から二十七年一月二日までに国に買収され、その面積が一畝以上の人が対象となります。

本人が死亡している場合は、その遺族又は相続人に支給されます。

請求の時期 昭和四十二年三月三十一日以前

請求書には内容の裏付となる左の添付書類が必要で、イ買収令書又は登記抄本

登記抄本は土地所在地の登記所へ申請書を出せば交付されます(申請用紙は役場にあります)

受給資格を明らかにする戸籍関係書類

受給資格者が多いときはその同意書

請求書用紙はいつでも交付されます

役場の受付は毎週火曜日八時から

農業委員は橋本主事です

わからない点はお尋ね下さい。

給付金の額

1畝以上1反未満は	1万円
1反以上1町未満は	2万円
1町以上2町未満は	1万円
2町以上3町未満は	6千円
3町をこえる分は	2千円
最高は100万円	
1反歩以上の場合は計算上反未満切捨	

